

# 公 示 送 達 書

公示第 25 号  
令和 8 年 7 月 28 日

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 及び日進市税条例（昭和 29 年日進町条例第 5 号）第 20 条の規定に基づき、次のとおり公示送達する。

送達すべき書類は、当市保険年金課において保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付するものとする。

愛知県日進市長 近藤 裕貴



| 送達すべき書類名 | 令和 7 年度 | 国民健康保険税 | 更正通知 |
|----------|---------|---------|------|
|----------|---------|---------|------|

|           |        |
|-----------|--------|
| 送達を受けるべき者 | 石田 翔大  |
|           | 小野原 大和 |

## 備考

地方税法第 20 条の 2 第 3 項の規定に基づき、公示をした日から起算して 7 日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。